

未普及地域の配水管布設要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市水道事業給水条例（平成9年条例第29号）第2条の給水区域の未普及地域において、配水管を布設する場合の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、設計は八千代市上下水道局水道管路設計指針（以下、「設計指針」という。）に基づくものとする。

- 2 未普及地域とは、市が管理する配水管が布設されていない地域をいう。
- 3 申請者とは、未普及地域内において給水を受けようとする者をいう。
- 4 配水管とは、口径75ミリメートルから口径350ミリメートルまでの小口径配水管をいい、維持管理に必要な付属施設（仕切弁及び排泥施設等をいう。）を含めたものをいう。
- 5 開発事業とは、八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例（平成20年条例第26号）第2条第3号に定めるものをいう。
- 6 開発事業等とは、開発事業及び開発事業以外の建築物の建築や土地造成等を含めたものをいう。
- 7 公道とは、道路法第2条第1項に規定する道路及び法定外公共物（里道）をいう。
- 8 私道とは、公道以外の建築基準法上の道路をいう。敷地延長等の通路部分は含まない。

(工事区分)

第3条 未普及地域の工事は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 管網整備に伴い配水管を布設する場合。
- (2) 開発事業に伴う工事で八千代市水道給水に関する協議書を締結する場合。
- (3) 開発事業等に伴う工事で八千代市水道給水に関する協議書を締結しない場合。
- (4) 土地区画整理事業に伴い工事を必要とする場合。
- (5) その他、工事を必要とする場合。

(協議)

第4条 前条第1号の工事は、八千代市事業管理者（以下「管理者」という。）が行う。

- 2 前条第2号から第5号に該当する申請者は、管理者に対し工事の申込みを行い、配水管の口径及び費用負担等について協議し、承認を得るものとする。

(布設条件)

第5条 配水管は、公道または私道に布設するものとする。私道については次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 道路境界が確定していること。
- (2) 配水管等を設置する土地の掘削及び無償使用等について、権利者の承諾が得られること。
- 2 配水管の管種については、設計指針による。
- 3 配水管の口径については、水道事業計画に基づき管理者が決定するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合で管理者の承認を受けたときは、特例として配水管の口径を50ミリメートルの配水補助管とすることができます。
 - (1) 行き止まりの道路で、終端以降において道路延長の見込みがないこと。

(2) 分岐部からの布設延長が、35メートル以内であること。

(3) 給水戸数が、10戸以内であること。

4 給水管については、公道、私道を問わず原則として縦断布設は認めない。

5 工事は、別紙1に定める八千代市上下水道局入札参加資格要件に準じた資格を有する者が施行するものとする。

(工事費用負担)

第6条 第3条の各号に対する費用負担は、別表1「工事区分及び工事費用負担基準」によるものとする。

(工事負担金の納入時期)

第7条 申請者の工事費用負担がある場合は、次に掲げる各号によるものとする。

(1) 別に管理者が発行する納入通知書により納入するものとする。

(2) 管理者が納付確認できるまで工事着手してはならない。

(帰属及び維持管理)

第8条 第3条第2号から第5号による工事完成後の配水管は、管理者の工事完成検査後、速やかに管理者に帰属する手続きを行うものとする。

2 帰属後の配水管の維持管理は、管理者が行う。

(その他)

第9条 この要領は開発事業等に伴い布設替え及び撤去が必要になった場合にも準用する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

- 1 八千代市競争入札参加資格者名簿に管工事で登載されている者
- 2 建設業法に定める建設工事の種類のうち、管工事で建設業の許可を有する者
- 3 八千代市内に本店を有する者
- 4 管工事に係る法令で定める適切な技術者を配置できる者
- 5 過去 10 年以内において、工事が完了し引渡しの済んだ、同種工事（国又は地方公共団体の発注した配水管又は導・送水管工事）を元請として施工した実績を有する者
ただし、共同企業体による実績の場合は、代表構成員としての実績とする。
- 6 八千代市制限付き一般競争入札実施要領第 3 条第 3 項に該当しない者

工事区分及び工事費用負担基準

別表 1

	工事大区分	工事中区分	工事費用負担者及び負担割合
(1)	管網整備に伴い配水管を布設する場合	年次計画上配水管を布設する場合	上下水道局が全額負担
		住民の要請により配水管を布設する場合	生活用水として申込むことを条件に上下水道局が全額負担
(2)	開発事業等に伴う工事で八千代市水道給水に関する協議書を締結する場合	造成地内に給水するための配水管を布設する場合	申請者が全額負担
(3)	開発事業等に伴う工事で八千代市水道給水に関する協議書を締結しない場合【工事店申込】	造成地内に給水するための配水管を布設する場合	申請者が全額負担
(4)	土地区画整理事業に伴い工事を必要とする場合	組合施行又は、UR施行で土地区画整理地内に配水管を布設する場合	土地区画整理事業者が全額負担
(5)	その他、工事を必要とする場合	営利を目的として井戸から水道に切替えるため、配水管を布設する場合	申請者が全額負担
		以前よりその宅地に居住し、井戸水の悪化等に伴い配水管を布設する場合	管理者が指定した口径の工事費の内、申請者は給水管を布設する工事費相当額を負担、上下水道局はその差額の工事費を負担